

平成21年10月16日
消費者庁

老朽化消火器の取扱い等に関する注意喚起について

平成21年9月15日・16日と、老朽化消火器の破裂による負傷事故が相次いで発生しました。

消費者庁としても、同種事故の発生防止を図る観点から、老朽化消火器の連絡・相談窓口及び老朽化消火器の取扱いに係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますよう、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

【問い合わせ先】

消費者庁政策調整課 倉野、山形

電話：03-3507-9186

<別添>

事務連絡
平成21年10月16日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課 殿
独立行政法人国民生活センター・各消費生活センター 殿

消費者庁 政策調整課
消費者情報課

老朽化消火器の取扱い等に関する注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を頂きまして有難うございます。

平成21年9月15日及び16日に大阪市東成区及び福岡県行橋市において、腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し受傷したと見られる事故が相次いで発生しました。

これを踏まえ、今後類似の事故が発生することを防止するため、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・指定都市消防長に対し、平成21年9月17日及び10月8日に別添の老朽化消火器の取扱い等に関する文書が発出されました。消費者庁としても、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について情報提供致しますので、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますようお願いいたします。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 老朽化消火器の連絡・相談窓口について

老朽化消火器の回収・廃棄処理については、別紙の窓口までご連絡・相談してください。なお、この窓口については、10月8日付けで消防庁から公表されているものです。

2. 老朽化消火器の取扱いに係る注意事項について

老朽化消火器の取扱いについては、特に以下の点にご注意ください。なお、この注意点については、9月17日付けで消防庁から公表されているものです。

- (1) 消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないかを確認するとともに、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは、絶対に使用しないこと。
- (2) 不用になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、回収を行っている事業者へ廃棄処理を依頼すること。特に、腐食が進んでいる加圧式の消火器は、容器破裂の危険性が大きいので、速やかに廃棄処理を依頼することが望ましいこと。

<別添参考資料> 平成21年9月17日付け消防庁予防課長通知
平成21年10月8日付け消防庁予防課発事務連絡

【連絡先】消費者庁政策調整課 倉野、山形
電話：03-3507-9186